

令和2年度

春日井市いじめ・不登校対策事業報告書

春日井市教育委員会

[目 次]

1 いじめ・不登校対策事業の概要

(1) 組織	1
(2) 活動内容	2

2 いじめ問題対策委員会

(1) 春日井市いじめ問題対策委員会規則	5
(2) 事業報告	6

3 いじめ・不登校対策協議会

(1) 春日井市いじめ・不登校対策協議会設置要綱	7
(2) 事業報告	9

4 いじめ・不登校相談室

(1) 春日井市いじめ・不登校相談室設置要領	12
(2) 不登校相談の状況	13
(3) いじめ相談の状況	15
(4) いじめ・不登校相談室から	19

5 教育支援センター（適応指導教室）「あすなろ」

(1) 春日井市適応指導教室事業実施要綱	20
(2) 教育支援センター（適応指導教室）「あすなろ」の概要	22

(3) 教育支援センター（適応指導教室）「あすなろ」通級状況	23
(4) あすなろ相談・連絡会の実施状況	24
(5) あすなろ教室だより	25
(6) 教育支援センター（適応指導教室）「あすなろ」から	36

6 クールカウンセラー巡回

(1) クールカウンセラー巡回事業実施要綱	37
(2) クールカウンセラー相談件数	38
(3) クールカウンセラーの声	39

7 心の教室相談員

(1) 小学校「心の教室相談員」派遣事業の概要	40
(2) 心の教室相談件数	40

8 保護者と学校のかけはし事業

(1) 春日井市スクールソーシャルワーカー設置要綱	41
(2) スクールソーシャルワーカー支援件数	42

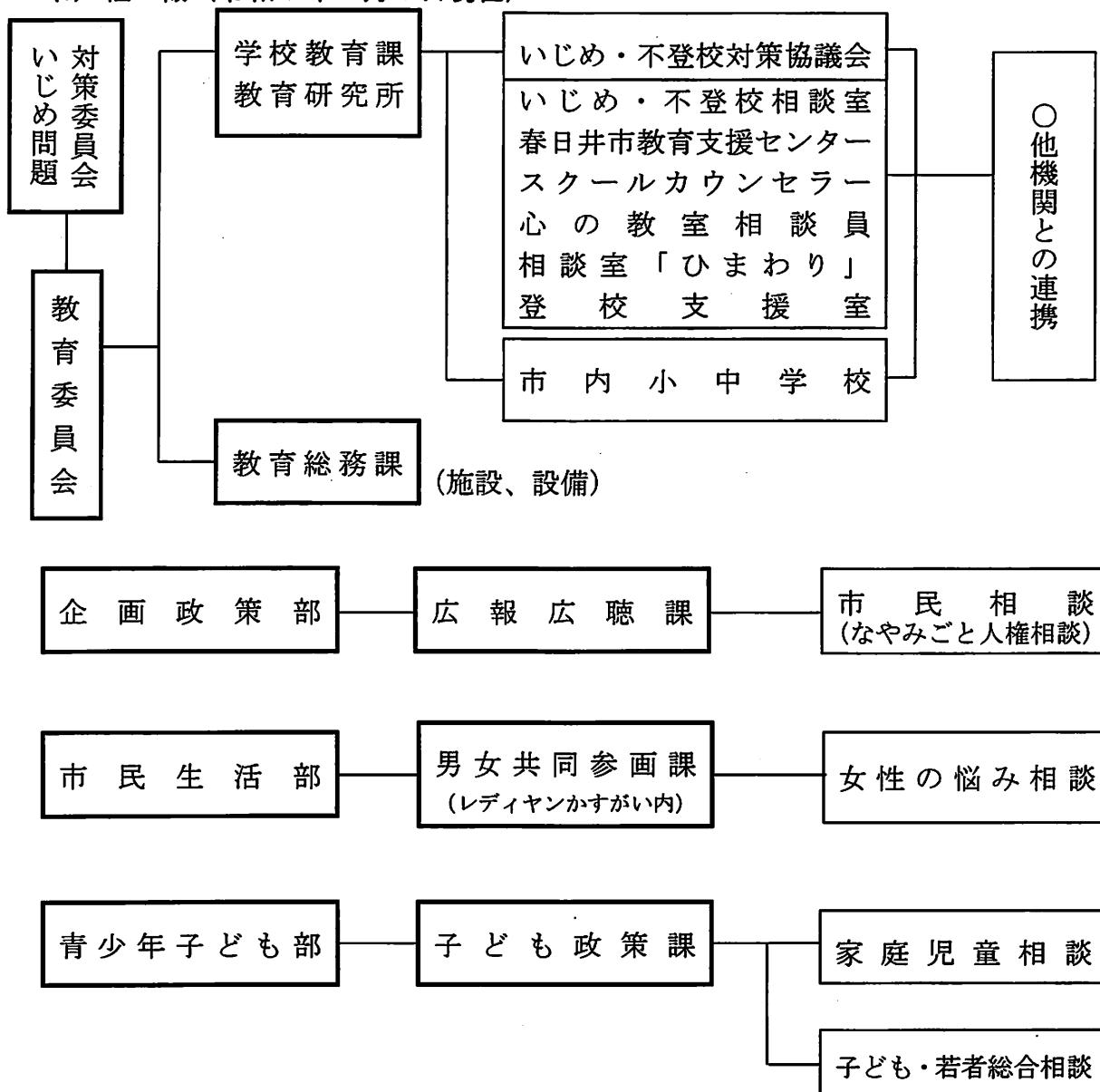
9 教育相談等一覧

1 いじめ・不登校対策事業の概要

いじめ・不登校など、児童生徒の問題行動は依然として憂慮すべき課題であり、学校を始め関係機関においては、問題解決のためにさまざまな取り組みを行っています。

春日井市では、春日井市いじめ防止基本方針を策定し、いじめの防止等のための対策を推進しています。教育委員会においては、いじめ・不登校対策協議会の開催、いじめ・不登校相談室での相談業務の実施及び適応指導教室の開設、スクールカウンセラーや心の教室相談員の学校への派遣等、未然防止と早期発見に努めています。また、各学校においても校長を中心とし、いじめ・不登校対策委員会を設置して、いじめの発生防止と不登校児童生徒等の解決に取り組んでいます。

(1) 組織（令和3年4月1日現在）



※ 他機関

愛知県児童相談センター（子ども家庭110番、インターネット相談室）
愛知県尾張教育事務所（いじめ・不登校相談窓口）
愛知県尾張福祉相談センター（家庭児童相談室）
愛知県総合教育センター（一般教育相談）
愛知県精神保健福祉センター（こころの健康電話）
愛知県警察少年サポートセンター（被害少年相談電話、ヤングテレホン、Eメール相談）
(公財)愛知県教育・スポーツ振興財団（教育相談「こころの電話」、いじめほっとライン24）
名古屋法務局人権擁護部（子どもの人権110番）

(2) 活動内容

① 春日井市いじめ問題対策委員会

目的 春日井市立小中学校のいじめに関する事項について調査及び審議を行う。
委員 5名以内（大学教授、弁護士、医師、臨床心理士、社会福祉士）

② 春日井市いじめ・不登校対策協議会

目的 春日井市立小中学校児童生徒のいじめ・不登校に関する諸問題を協議し、発生防止及び早期発見等の対策を推進する。
委員 15名以内（医師、相談機関関係者、小中学校関係者、学校関係団体関係者、教育行政関係者、学識経験者）

③ いじめ・不登校相談室

目的 いじめ・不登校児童生徒の指導、防止のあり方と家庭での指導方法や不登校の様々な要因に関する児童生徒及び保護者からの相談に応じることにより、児童生徒の生活や自立を援助し学校復帰を図る。また、小中学校からのいじめ・不登校に関する相談に応じることにより、問題の早期解決を図っている。

相談日 毎週月曜日～金曜日
午前9時～正午、午後1時～4時

相談員 常時1名。4名が交替で相談にあたり、気軽に相談できるようにしている。

※ 令和2年度より、いじめ匿名連絡サイト「スクールサイン」を導入し、いじめの早期発見、対応に取り組んでいる。

④ 春日井市教育支援センター（適応指導教室）「あすなろ」

目的 春日井市内の小学校児童及び中学校生徒で、何らかの心理的理由に

より登校できない児童生徒とその保護者を対象として、学校教育との有機的連携のもとに適正な相談・助言及び指導を行い、児童生徒の学校復帰を図るとともに学校教育の援助に寄与する。

開設日 毎週月曜日～金曜日（学校の休業日は除く。）

午前9時～午後3時

指導者 専任指導員 4名

相談員 カウンセラー 1名（非常勤で月2回）

⑤ スクールカウンセラー

目的 いじめや不登校等児童生徒の問題行動等に対応するため、カウンセリングに関し専門的な知識と経験を有する者が定期的に小中学校を巡回し、専門的な立場から適切な指導助言を行い、もって健全な育成に資することを目的とする。

相談日 原則、月2回7時間

午前9時～午後5時

相談員 カウンセラー 11名。派遣する各小中学校において学校と連携をとり、実態に応じた対応をする。

⑥ 心の教室相談員

目的 小学校において、児童が悩み等を気軽に相談でき、ストレスを和らげるよう、話し相手になってくれる第三者的な存在となり得る者を児童の身近に配置し、児童が心に安らぎを感じることができるような環境を提供することを目的とする。

相談日 週2～3回、1回当たり4～6時間で、週12時間程度

※ 令和2年度より東野小、令和3年度より丸田小、柏原小の計3校において、週5日、週29時間の相談日で実施

相談員 37名 小学校の子どもの話し相手となり、ストレスを和らげ、安らぎを感じさせる第三者的な立場となり得る者

⑦ 相談室「ひまわり」

目的 発達障がいを有すると思われる春日井市立小中学校の児童生徒及び保護者からの相談に専門的な相談員が応じることにより、当該児童生徒の学校生活や学習についての改善を図ることを目的とする。

相談日 月4回。相談員との日程調整により教育委員会が決定

相談時間 午後1時30分～午後5時15分

(月1回 月曜日 午前9：00～正午)

相談員 専門的資格を有する者

⑧ 登校支援室

目的 初期対応、未然防止目的に令和2年度より3中学校（令和3年度は6中学校）で登校支援室を設置し、さまざまな支援を行う。

開設日 月曜日～金曜日

⑨ 学校におけるいじめ不登校対策

学校長を中心に「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめの発生防止及び不登校児童生徒の解決に取り組んでいる。

2 いじめ問題対策委員会

(1) 春日井市いじめ問題対策委員会規則

①春日井市いじめ問題対策委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、春日井市附属機関設置条例(平成27年春日井市条例第2号)第4条の規定に基づき、春日井市いじめ問題対策委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会の委員は、教育、法律、心理その他のいじめに関する優れた識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(2) 事業報告

① 第1回いじめ問題対策委員会開催

- 実施日 令和2年10月19日（月）
- 内容 「春日井市いじめ重大事態発生時の手引き」の策定や重大事態発生時のフローについての検討を行った。

② 第2回いじめ問題対策委員会開催

- 実施日 令和3年1月18日（月）
- 内容 「春日井市いじめ重大事態発生時の手引き」の策定や重大事態発生時の質問票についての検討を行った。

3 いじめ・不登校対策協議会

(1) 春日井市いじめ・不登校対策協議会設置要綱

① 春日井市いじめ・不登校対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 春日井市立小中学校児童生徒のいじめ及び不登校問題対策を推進するため、春日井市いじめ・不登校対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(事業)

第2条 協議会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) いじめ及び不登校の実態把握及び分析に関すること。
- (2) いじめ及び不登校問題児に対する指導体制の整備に関すること。
- (3) いじめ及び不登校問題発生防止のための学校環境の見直しに関すること。
- (4) 家庭及び地域との連携に関すること。
- (5) その他いじめ及び不登校問題対策を推進するために必要な事業

(委員)

第3条 協議会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 医師
- (2) 相談機関関係者
- (3) 小中学校関係者
- (4) 学校関係団体関係者
- (5) 教育行政関係者
- (6) 学識経験者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会の会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるものほか必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成7年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

② 令和3年度春日井市いじめ・不登校対策協議会委員名簿（順不同）

	氏 名	役 職 名
会 長	願興寺 礼 子	中部大学人文学部心理学科教授
副会長	森 尚 子	春日井市適応指導教室指導員
委 員	内 藤 昇	愛知県教育委員会尾張教育事務所家庭教育コーディネーター
委 員	山 口 力	春日井市スクールカウンセラースーパーバイザ ー
委 員	若 杉 祐 子	春日井警察署生活安全課少年係長
委 員	鈴 木 克 幸	春日井市小中学校P T A連絡協議会副会長
委 員	加 藤 美 幸	春日井市小中学校P T A連絡協議会副会長
委 員	野 口 幸 久	名古屋法務局春日井支局民事専門官
委 員	吉 田 真	春日井市いじめ・不登校相談室相談員
委 員	伊 藤 仁	登校支援室支援員
委 員	安 藤 透	登校支援室支援員
委 員	長 濱 浩 昭	いじめ・不登校対策部会会長（味美中学校長）
委 員	疋 地 正 人	いじめ・不登校対策部会副会長（篠原小学校長）
委 員	鈴 木 幸 子	春日井市立小中学校養護教諭代表（中部中学校主任養護教諭）

(2) 事業報告

① 令和2年度いじめ・不登校対策協議会事業報告

ア 関係機関との連携協力による教育活動

- いじめ・不登校相談室、適応指導教室との情報交換
(相談内容：適応指導教室の現状に関わること)

イ 春日井市教職員研修委員会、校内現職教育による教員研修

(ア) いじめ・不登校事例研究会

- 内 容 事例研究会紙上研修
(コロナウイルス感染拡大防止のため紙上研修)
事前に用意された不登校に関する資料をもとに、自校での取り組みや今後に活かせそうなことについてまとめた。

- 参加者 教員 26名

(イ) いじめ・不登校をテーマにした教育講演会

- 実施日 令和2年11月18日(水)
- 講 師 名城大学教授 曽山 和彦 氏
- 演 題 「不登校を予防し、いじめのない学級づくりへのアプローチ」
- 参加者 教員 51名

(ウ) カウンセリング技術向上研修会

- 実施日 令和3年1月26日(火)～2月5日(金)
- 講 師 河村 洋子 氏
春日井市スクールカウンセラー
- テーマ 「子どもを取り巻く環境に配慮した支援とは」
コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン研修を実施
- 受講者 教員89名(内 自主的な参加が36名)

(エ) 夏期教職員研修

令和2年度については実施せず

(オ) 校内現職教育における研修

(カ) 校内いじめ・不登校対策委員会の定期的開催

② 小・中学校へのスクールカウンセラー・心の教室相談員の派遣について

ア スクールカウンセラー

9名のスクールカウンセラーを派遣要望のあった小中学校に派遣し、児童生徒・保護者・教職員に対するカウンセリングと教育活動への支援・助言を行った。

(ア) 派遣校数 小学校：26校 中学校：13校

小中学校で同じカウンセラーとなるよう配置の整備をした。

(イ) 相談時間 各校年間80時間～100時間

(配置換えのためカウンセリングの継続のための時間を設定した)

(ウ) 支援活動

校内現職委員会での研修会、いじめ・不登校対策委員会委員就任

イ 心の教室相談員

市内37校の小学校に派遣し、児童の悩み相談、話し相手として相談活動の充実と学校の教育活動への支援を行った。

(ア) 派遣回数

心の教室相談員：週12時間程度（週2～3回程度）

※ 東野小学校において、週5日勤務の相談員を配置した。

(イ) 相談内容

友人関係、家庭、学校、いじめ、不登校

(ウ) 支援活動

別室登校の児童の相談、学校の教育活動支援

③ 登校支援室

新たな不登校者をつくらない初期対応を重点的に実施する場所として、東部中学校、藤山台中学校、石尾台中学校に登校支援室を設置。

(ア) 支援方法

教室に居づらくなった生徒等が、いつでも利用できるよう専任の支援員を配置する。

- ・設置校の教員による教科指導の実施
- ・校内外の連携役としてコーディネーターの配置
- ・登校支援室支援員を配置

④ 相談室「ひまわり」（臨床心理士2名、小児科医2名による発達障害相談）

教育研究所相談室（月3回木曜日午後）

藤山台中学校カウンセリングルーム（月1回月曜日午前中）

⑤ 令和2年度事業

県事業「スクールカウンセラー派遣事業」（継続）

- 市内全小中学校に派遣。ただし、小学校は9名のスクールカウンセラーがそれぞれ3～4校を担当し、巡回で相談活動を行う拠点校方式。
また、高蔵寺中学校は高蔵寺中学校を拠点に不二小学校と高座小学校を巡回し、藤山台中学校は藤山台中学校を拠点に藤山台小学校を巡回した。
- 令和2年度は10月に県の補正予算により11時間から27時間の追加の配当があった。

4 いじめ・不登校相談室

(1) 春日井市いじめ・不登校相談室設置要領

(設置)

- 本市の小学校及び中学校におけるいじめ・不登校児童生徒の指導及び保護者からの相談に応じることにより、いじめ・不登校児童生徒の問題解決、自立を援助し学校復帰を図るため春日井市中央公民館内に春日井市いじめ・不登校相談室（以下「相談室」という。）を置く。

(事業)

- 相談室は、いじめ・不登校に関連する次に掲げる業務を行う。
 - 児童生徒の相談及び指導に関すること。
 - 保護者の相談及び指導に関すること。
 - 市内小中学校の担当者への助言及び指導に関すること。
 - 専門機関の紹介に関すること。
 - その他いじめ・不登校相談の推進に関すること。

(開設日時)

- 相談室の開設日時は、次のとおりとする。
 - 開設日 月曜日から金曜日。その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から同月31日までにあたるときを除く。
 - 開設時間 午前9時から正午、午後1時から4時

(相談員の設置)

- 相談室にいじめ・不登校相談員（以下「相談員」という。）を置く。
 - 相談員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。
 - 各種相談業務に3年以上の経験を有するもの。
 - 学校の教諭として10年以上の経験を有するもの。
 - いじめ・不登校等の生徒指導に3年以上の経験を有するもの。
 - 教育委員会が適任と認めるもの。

(相談員の勤務)

- 相談員は1日につき1名とし、勤務時間は1日につき6時間とする。

(相談員の解職)

- 相談員としてふさわしくない行為があったときは、教育委員会はこれを解職する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

(2) 不登校相談の状況

① 不登校の状況

区分	学校	平成30年度	令和元年度	令和2年度
30日以上不登校	小学校	172人	154人	176人
	中学校	377人	359人	379人
	計	549人	513人	555人
学校復帰者	小学校	45人	17人	63人
	中学校	66人	38人	67人
	計	111人	55人	130人

② 不登校相談件数

区分	学校	平成30年度	令和元年度	令和2年度
相談件数	小学校	49件	62件	27件
	中学校	145件	144件	91件
	計	194件	206件	118件

③ 年度別不登校相談状況

単位：件

区分	学年	平成30年度				令和元年度				令和2年度				
		男	女	面接	電話	訪問	計	面接	電話	訪問	計	面接	電話	訪問
小学	1 男	1	1	1	0	3	3	1	1	2	2	0	0	2
	1 女				3	1			1			2		2
	2 男	3	1		1				0	1			1	1
	2 女													1
	3 男	8	3	11	6	4			10	1				1
	3 女	6	2	8				0	1					1
中学	4 男	2		2	4	3			7	2				2
	4 女	5	1	6	2	1			1					0
	5 男	3	3	6	2	1			3	1	1			2
	5 女	2	2	4	2			2	4	5				9
	6 男	3		3	20	10			30	2	1			3
	6 女	1	3	4	2	2		4	2	2				4
計	男	16	10	0	26	33	21	0	54	6	6	0	12	
	女	15	8	0	23	5	3	0	8	8	7	0	15	
高校	1 男	5	5	10	44	3			47	3	7			10
	1 女	18		18	15	6			21	2	4			6
	2 男	13	15	28	13	9			22	52	6			58
	2 女	13	1	14	20	5			25	3	2			5
	3 男	42	6	48	9	5			14	5	4			9
	3 女	22	5	27	15			15		3				3
計	男	60	26	0	86	66	17	0	83	60	17	0	77	
	女	53	6	0	59	50	11	0	61	5	9	0	14	
小中計	男	76	36	0	112	99	38	0	137	66	23	0	89	
	女	68	14	0	82	68	14	0	69	13	16	0	29	
その他	計	144	50	0	194	154	52	0	206	79	39	0	118	
	その他	2	3	0	5	0	2	0	2	1	1	0	2	
合計		146	53	0	199	154	54	0	208	80	40	0	120	

※「その他」には、高校生、教員等を含みます。

(3) いじめ相談の状況

① いじめ相談件数

ア・面接、電話、訪問による相談

単位：件

学校	男女	平成30年度				令和元年度				令和2年度			
		面接	電話	訪問	計	面接	電話	訪問	計	面接	電話	訪問	計
小学校	男	1	2		3	1	3		4		5		5
	女				0		1		1		1		1
	計	1	2	0	3	1	4	0	5	0	6	0	6
中学校	男				0	1	1		2				0
	女		1		1	1	1		2		1		1
	計	0	1	0	1	2	2	0	4	0	1	0	1
その他					0				0				0
合計		1	3	0	4	3	6	0	9	0	7	0	7

イ いじめ匿名連絡サイトへの相談（中学校のみ）

単位：件

項目	具体的な内容	合計
友人関係	友人間のトラブル	33
	悪口を言われる（言っている）	27
	いじわるをされる（する）	26
	部活内トラブル	69
	自傷行為、自殺等の心配	5
	SNS上のトラブル	13
	暴力を振るわれる	6
孤立	一人でいる（含 不登校）	17
	元気がない	25
その他	学校全体、授業や学習について、漠然とした不安など	55
	合計	276

② 学校でのいじめ状況

単位：件

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
小学校	285	228	152
中学校	151	124	53
合計	436	352	205

③ 学校でのいじめ解消状況

単位：件

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	解消して いるもの	現在指導 中	解消して いるもの	現在指導 中	解消して いるもの	現在指導 中
小学校	245	40	143	85	81	71
中学校	112	39	86	38	23	30
合計	357	79	229	123	104	101

④ 学校でのいじめの態様

単位：件

区分 分 (複数回答可)	令和元年度		令和2年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校
冷やかし・からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	157	95	74	29
仲間はずれ、集団による無視をされる。	47	31	19	11
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	28	16	36	6
ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。	9	3	6	1
金品をたかられる。	3	0	0	1
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	17	4	17	5
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	9	8	33	14
パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷や嫌なことをされる。	1	8	10	16
その他	2	1	7	1
計	273	166	202	84

⑤ 学校でのいじめ発見のきっかけ

単位：件

区分 分 (複数回答不可)	令和元年度		令和2年度		
	小学校	中学校	小学校	中学校	
教職員等が発見	担任の教師が発見	42	19	9	0
	他の教師からの情報	5	8	4	1
	養護教諭からの情報	0	4	0	0
	スクールカウンセラー・心の教室相談員等の外部の相談員らが発見	2	0	1	0
	アンケート調査など学校の取組によって発見	7	18	5	6
教職員等以外からの情報により発見	当該児童生徒（本人）からの訴え	69	37	40	14
	本人の保護者からの訴え	82	24	55	23
	本人以外の児童生徒からの情報	13	12	25	8
	本人以外の保護者からの情報	6	2	12	0
	地域住民からの情報	2	0	0	0
	学校以外の関係機関（相談機関を含む。）からの情報	0	0	1	1
	その他（匿名などの投書）	0	0	0	0
計		228	124	152	53

⑥ 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組

単位：件

区分 (複数回答可)	令和元年度		令和2年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校
職員会議等を通じて、いじめ問題について教職員間で共通理解を図った。	38	16	38	16
いじめの問題に関する校内研修会を実施した。	38	16	38	16
道徳や学級活動の時間に、いじめに関わる問題を取り上げ、指導を行った。	38	16	38	16
児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童生徒同士の人間関係や仲間づくりを促進したりした。	38	16	38	16
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	38	16	38	16
教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	38	16	38	16
学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民の理解を得るよう努めた。	37	15	37	15
PTAや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。	32	15	36	15
いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	18	11	18	13
インターネットを通じて行われるいじめ防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	38	16	38	16
学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	38	16	38	16
学校いじめ防止基本方針に定めているとおり、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	38	16	38	16
計	429	185	433	187

(4) いじめ・不登校相談室から

令和2年度のいじめ・不登校相談室への年間総相談件数は127件でした。令和元年度に比べると90件減少しています。

その中で、不登校の相談件数は120件（小学生27件・中学生91件・その他2件）でした。令和元年度の208件（小学生62件・中学生144件・その他2件）と比べると88件減少しました。小学生で最も相談件数が多かったのは5年生で11件ありました。小学生が不登校になる要因として「いじめを含む人間関係のトラブル」「家庭・家族関係」「教師との信頼関係のくずれ」の他に、最近の傾向として「保護者の不安やストレスが児童生徒の心身に与える悪影響」が挙げられます。中学生で最も相談件数が多かったのは2年生で、63件（男子58件・女子5件）ありました。前年度の47件から増加しています。「自分の目標を見つからずどうしたらよいか分からない」「学校へ行かなければならぬ意義が見いだせない」「ゲームがやめられず昼夜が逆転してしまった」「授業が分からなくなつて成績が下がる一方」「部活動での人間関係がうまくいかない」等の悩みが寄せられました。1年生の相談件数は16件でした。中学校へ進学したものの、様々な要因で学校生活への不適応が表出してしまったことが考えられます。3年生の相談件数は12件でした。受験を控えていることもあり「今後の進路や将来への不安について」の相談内容が主でした。

令和2年度で特徴的だったことは、相談件数が大きく減少したことです。その原因として、コロナ禍の中、地域の児童生徒が家にいることが多くなり、保護者・児童生徒の不登校への危機感が弱まったこと、オンライン授業が普及したことにより学校へ行かなくても授業を受けることができるようになり学習への不安が和らいだこと等が考えられます。コロナ感染症拡大により、各学校では児童生徒一人一台のコンピュータ、高速ネットワーク等のICT整備が進み、教育環境が大きく変わりつつあります。ICTを活用した不登校児童生徒への新たな教育支援が必要であると考えています。

次にいじめの相談件数は、7件（小学生6件・中学生1件）でした。令和元年度の9件に比べ減少しており、件数としては少ない傾向が続いている。各学校で取り組み始めた「学校いじめ基本方針」が浸透し、学校内でのいじめの早期発見・早期解決に努めているので、相談件数が減少しているのかもしれません。相談室へ電話する前に、学校との話し合いが上手くなされているのでしょうか。言い方を変えれば、相談室へ電話がある時は、学校の対応に保護者が満足していないと考えられます。そういう場合は、いじめに苦しんでいる児童生徒や保護者の心情にまずはしっかりと寄り添い、その上で学校との話し合いについてよりよい方法を提案しています。

いじめ・不登校相談室の役割は、いじめや不登校等何らかの理由で学校が楽しい居場所として感じられない児童生徒とその保護者のための相談機関の一つです。本来であれば、まずは学校内に配置されている相談員やカウンセラーが、対応することが望ましいことです。しかし、学校関係者とは離れた第三者的立場の相談員の方が、保護者にとっては遠慮なく話ができるというメリットも考えられます。相談室は、そういう背景をふまえて、今後もいじめや不登校に悩んでいる相談者への救済機関の一翼を担っていきたいと思います。

5 教育支援センター（適応指導教室）「あすなろ」

(1) 春日井市適応指導教室事業実施要領

1 設置の目的

春日井市内の小学校児童及び中学校生徒で何らかの心理的な理由が絡み合って登校できない児童生徒と、その保護者を対象として、学校教育との有機的連携のもとに適正な相談・助言及び指導を行い、児童生徒の学校復帰を図るとともに学校教育の援助に寄与する。

2 対象者

春日井市内に在住する次の者を対象とする。

- (1) 小学校・中学校において、関係校長が個別的な相談・助言及び指導を要すると認める児童生徒及びその保護者
- (2) 小学校・中学校の児童生徒及びその保護者で、関係諸機関より相談・援助について依頼又は紹介された者
- (3) 小学校・中学校の児童生徒の担任等学校関係者

3 指導目標

不登校児童生徒が抱えている心理的・情緒的な要因と人間関係の改善を図り、自立心・社会性の育成によって通常の学習集団への復帰を目指し、登校できるよう相談・助言及び指導にあたる。

4 指導方針

- (1) 個々の児童生徒の状態と回復の状況に合った指導をする。
- (2) 児童生徒にとって自由な雰囲気のなかで、安心できる「心の居場所」をつくる。
- (3) 児童生徒の心情を共感的に受容し、人間関係・信頼関係づくりをする。
- (4) 児童生徒の生活の自立と、集団への適応を段階的に指導する。
- (5) 児童生徒の可能性を引き出し、目標に向かって努力するきっかけをつくる。
- (6) 自己回復力を発揮し、児童生徒が再登校を希望すれば、慎重な配慮のもとに通常の学校への復帰を考慮する。
- (7) 学校・家庭・関係機関との連携と協力関係を密にし、指導する。

5 設置場所

春日井市柏原町1丁目97番地1 春日井市中央公民館内

6 教室の休日

教室の休日は次のとおりとする。ただし、教育長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 1月2日、1月3日及び12月29日から同月31日まで

7 入級・退級の手続き

(1) 入級について

ア 入級希望者については、あらかじめ保護者・担任・校長と適応指導教室指導員の協議を経て、保護者・校長より教育委員会へ所定の申請書を提出する。

イ 保護者からの直接の申し込みや関係機関からの依頼は、当該校へ連絡し手続きをする。

ウ 教育委員会は申し出を認めたときは、保護者及び校長に対し承認の旨を通知する。

(2) 退級について

指導経過を踏まえ、関係者が協議し判断する。退級を認めたときは、教育委員会は保護者及び校長に対し通知する。

8 適応指導教室の運営

(1) 指導者

専任指導員 4名 (教諭経験者他)

カウンセラー 1名 (非常勤)

(2) 相談・指導内容

ア 教育相談・カウンセリング

イ 人間関係づくり

ウ 個人活動

エ グループ活動

オ 教科学習

カ 進路相談

(3) 日課

ア 原則として月曜日から金曜日の週5日制

イ 開室時間は、午前9時から午後3時まで

ウ 昼食は弁当を持参

(4) 通級

ア 各自で通級する。(保護者の送迎、徒歩、自転車及び公共交通機関等)

イ 児童生徒の状況に応じて、午前のみ、午後ののみの出席も認める。

(5) その他

ア 適応指導教室での指導中、又は通級途上での事故については、日本スポーツ振興センターの給付対象となる。

イ 通級するときの服装は自由とする。

9 留意事項

業務上の秘密は厳守し、公表はしない。

附 則

この要領は、平成9年9月1日から施行する。

(2) 教育支援センター（適応指導教室）「あすなろ」の概要

1 教育支援センター（適応指導教室）「あすなろ」は、春日井市が設置している施設です。

その「設置の目的」は、『春日井市内の小学校児童及び中学校生徒で何らかの心理的な理由が絡み合って登校できない児童生徒と、その保護者を対象として、学校教育との有機的連携の下に適正な相談・助言及び指導を行い、児童生徒の学校復帰を図るとともに学校教育の援助に寄与する』ことです。

2 適応指導教室では、春日井市内に在住する次の者を対象とします。

(1) 小学校・中学校において関係校長が個別的な相談・助言及び指導を要すると認める児童生徒及びその保護者

(2) 小学校・中学校の児童生徒及びその保護者で、関係諸機関より相談・援助について依頼または紹介された者

3 適応指導教室は不登校児童生徒の学校復帰を目指し、次のような目標で指導を進めています。

(1) 適切なる登校刺激を与えることにより、なるべく早期の学校復帰を目指す。

(2) 専門的なカウンセラーとも協力し、安定できる「心の居場所」づくりを目指す。

(3) 集団への適応を段階的にすすめ、人間関係・信頼関係を養う。

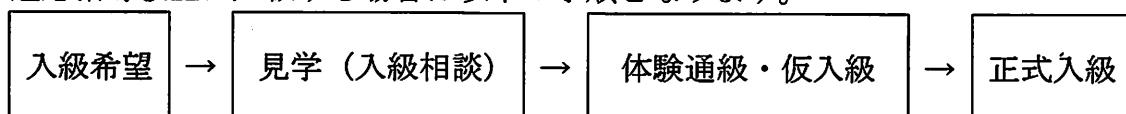
(4) 基本的な生活習慣を身につけさせ生活の自立を図る。

(5) 可能性を引き出し、目標に向かって努力しようとする意欲を育てる。

(6) 個々の状況を考慮しながら適切な学習や運動をすすめ、学力・体力の維持や向上を図る。

4 入級生の保護者は、適応指導教室または、いじめ・不登校相談室所属のカウンセラーや相談員によるカウンセリング（あすなろ相談）を、月1回程度受けます。（入級者数により変わることがあります。）

5 適応指導教室に入級する場合は以下の手順となります。



※ 見学の申し込みや入級の申し込みは、必ず学校を通して（学校の事前の報告を含む）行います。

※ 体験通級・仮入級を経た上で適切と認められる場合は、正式入級となります。

正式入級には、保護者・学校・教育委員会・適応指導教室の協議を経たうえで、書類手続きが必要です。なお、入級者の定員は20名です。

- 6 適応指導教室での費用は、教材費（調理実習等）などを除き無料です。
- 7 適応指導教室は、午前9時から午後3時までです。また、休日や長期休業日等は、市内公立小中学校と同様です。給食はありませんので、昼食は各自弁当を持参します。
- 8 毎年4月は「学校復帰チャレンジ期間」とし、学校復帰に向けて自分にできる最大の努力を、あらかじめ立てた計画に基づき行う期間です。
- 9 できるだけ安全な通学路を選んで通級します。自転車利用者はヘルメットを着用します。保護者による送迎、バス、JR利用などによる通級も可能です。
- 10 適応指導教室内での活動や通級途上での事故については、各学校にて加入している日本スポーツ振興センターの給付対象となります。
- 11 指導者
指導員4名（非常勤）、カウンセラー1名（非常勤）、その他、相談室の相談員も随時カウンセリングや指導に加わります。
- 12 設置場所
春日井市柏原町1丁目97番地1（春日井市中央公民館内、北館2階）
電話 34-8421 FAX 34-8426
- 13 適応指導教室の一日の生活

	日課	月・水・金曜日	火・木曜日
9:00	朝の会	一日の目標設定など	
9:15	1時間目	ふれあいタイム 運動、ゲームなど	マイプランタイム 学習（自分の計画で）
9:45	休憩		
10:00	2時間目	マイプランタイム 学習（自分の計画で）	マイプランタイム 学習（自分の計画で）
10:45	休憩		
11:00	3時間目	マイプランタイム 学習（自分の計画で）	マイプランタイム 学習（自分の計画で）
11:45	休憩		
12:00	昼食	昼食（弁当） 清掃	昼食（弁当） 清掃なし
13:00			

13:00	4時間目	マイプランタイム 学習（自分の計画で）	ホールで運動 ※体ほぐし バドミントン 卓球など ※10月は テニス
13:45	休憩		
14:00	5時間目	ふれあいタイム 運動、ゲームなど	
14:45	帰りの会	一日の反省、連絡など	
15:00			

14 「あすなろ」の行事(令和元年度の例 ※令和2年度は感染症防止対策のため変更)

学年始め式

始業式（2回）

教室外活動（3回）

調理実習（3回）

文化的行事（音楽鑑賞、創作活動）

レクリエーションスポーツ（2回）

学校復帰チャレンジ期間（4月）

夏休み学習チャレンジ週間

保護者個人懇談会（臨時含）（5回）

担任の先生と指導員の懇談会（3回）

お別れ式（1回）

終業式（2回）

修了式

（令和2年度 感染症防止対策で、調理実習・教室外活動を変更して行った行事）

家庭科実習（マスク作り）

七夕まつり

図書館利用の仕方

あすなろミニ運動会

何でもアピール大会

(3) 教育支援センター（適応指導教室）「あすなろ」通級状況

(令和2年4月～令和3年3月)

項目	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
開室日数(日)		(4)	(7)	22	21	(5) 11	20	22	19	(3) 17	16	18	18	(19) 184
月末入級人数(人)		(10)	(10)	12	12	11	12	13	13	13	13	14	6	(20) 120
内訳(人)	小	(1)	(1)	1	0	0	0	0	0	(0) 0	0	0	0	(2) 1
	中	(9)	(9)	11	12	11	12	13	13	(13) 13	13	14	7	(31) 119
通級延人数(人)		(5)	(32)	132	102	(13) 50	108	156	145	(10) 130	117	147	82	(60) 1169
一日平均通級人数(人)		(1.3)	(4.8)	6.0	4.9	(2.6) 4.5	5.4	7.1	7.6	(3.3) 7.6	7.3	8.2	4.6	(3.2) 6.4

※ () 内は、学校準備期間・夏休み・冬休み中の自由通級日の通級人数を示す。

(4) あすなろ相談・連絡会の実施状況

① 来所等相談回数

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
小学生	1	0	0	3	2	3	1	0	0	0	0	2	12
中学生	0	7	1	5	2	2	3	2	3	6	2	4	37
保護者	5	3	1	8	4	11	5	6	4	14	11	11	83
担任	0	0	2	1	0	1	0	4	8	0	2	1	19
学校長	1	1	3	0	2	1	1	1	1	1	2	1	15
教頭	0	1	0	0	0	1	0	0	4	0	1	3	10
養護教諭	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他の先生	0	0	0	5	1	0	2	2	0	0	0	0	10
その他	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	3
専門機関	6	2	1	3	1	0	2	0	2	1	1	1	20
合計	13	14	8	26	12	20	14	15	22	22	20	23	209

② 電話相談回数

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
小学生	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中学生	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保護者	4	5	9	3	6	8	7	0	2	3	6	0	53
担任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
学校長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
教頭	0	0	0	7	4	5	3	0	3	0	0	0	22
養護教諭	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他の先生	1	4	4	10	10	6	7	7	9	5	1	7	71
その他	0	0	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	4
専門機関	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2
合計	5	9	16	20	20	19	19	7	15	8	7	9	154

※ 対象は、児童・生徒・関係者

(5) あすなろ教室だより (27ページ~37ページ)

6月

あすなろ教室だよ!

令和2年6月1日
No.256号
毎月1回発行
配付先 市内全小中学校
該当家庭と担任

本年度もよろしくお願ひいたします

令和2年度が始まりましたが、コロナウイルス感染拡大防止のための休業が続き、あすなろの教室の開始は、6月1日になってしまいました。今年度は10名の在籍生でスタートです。保護者の皆様、関係各校・各機関の皆様と今まで以上に連携をとりながら、支援・指導をしていきたいと考えています。指導員も3名が異動となりました。子どもたちの様子を見守りながら新たな気持ちで頑張りますので、どうぞご理解・ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

☆今年度の指導員から一言ごあいさつ☆

松下ひと美 子どもたちの思いに耳を傾け、寄り添うことのできる指導員を目指します。



北山 千里 子どもたち一人一人に向き合い、サポートしていきたいです。



伊藤 治彦 通級生の成長を見守りながら一緒に頑張ります。

森 尚子 あすなろ教室が安心できる居場所になるように、子どもたちに寄り添った指導をしていきたいと思います。

※ 加藤・西村・木村の3名の指導員は、3月末で退職しました。

在籍校訪問と保護者懇談

あすなろ教室の様子

5月21日(木)~5月29日(金)

4月に在籍校への訪問と保護者懇談会を実施しました。在籍校訪問では、新学年に進級して緊張感いっぱいでの登校した子ども達の様子を聞くことができました。

休校が長く続いたため、あすなろ開始に向けての準備期間を設けました。午前中日程でしたが、子どもたちは、学校の課題に取り組んだり、休校中の家の様子を話してくれたりしました。



また保護者との懇談では、自宅で学校から出された課題に前向きに取り組む様子を聞くことができました。

ご協力ありがとうございました。



あすなろでは、席の間隔を空け、教室の換気をして学習しています。机やドアの消毒もこまめに行ってています。教室前に手の消毒液も準備しました。ご家庭でも、出かける前の検温とマスク着用にご協力ください。入室時に体温を記入してもらいます。

コロナウイルス感染防止対策

<今後の主な予定>

通常日課開始 6月 2日(火)

家庭科実習(マスク作り) 6月 5日(金)

コロナウイルス感染拡大防止のため
に自分のマスクを手作りします。



6月1日現在の在籍数

()内は仮入級生(※体験入級は除く)

	小4~小6	中1	中2	中3	計
男	1		1	2(1)	4(1)
女		1	2	2	5
計	1	1	3	4(1)	9(1)

《発行元》

春日井市適応指導教室(あすなろ教室)

〒486-0913 春日井市柏原町1-97-1

(中央公民館内 北館2階)

TEL 34-8421

FAX 34-8426

7月 あすなろ教室だよ!

令和2年7月1日
No.257号
毎月1回発行
配付先 市内全小中学校
該当家庭と担任

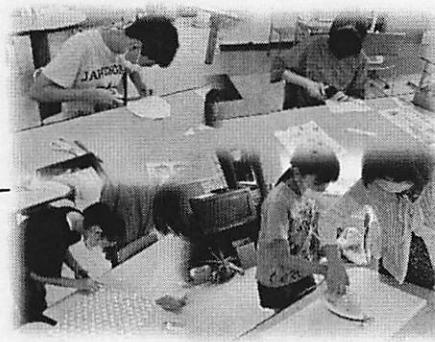
学校が再開し約1か月がたちました。分散登校の間は、あすなろに来て課題に取り組んだり、学校の様子を話してくれたりする子がいました。学校が全員登校になってからは、不安な気持ちをかかえながらも、学校に登校できている子もいます。一人一人が自分の生活や学習の目標を立て、それに向かってがんばる姿を見て、個々の成長を感じています。

7・8月は、熱中症の心配もあります。教室の換気に気をつけながら、エアコンの使用など熱中症対策もしていきます。お茶など多めに持たせていただけると助かります。

家庭科実習（マスク作り）

コロナウイルス感染予防の意識を高めるため、自分用のマスクを手作りしました。布を裁ち、針と糸で縫いました。細かい作業でしたが、みんながんばって最後まで仕上げることができました。生徒の感想です。

思ったより時間がかかってしまいましたが、その分、自分が満足するマスクを作ることができました。縫い目がガタガタしていたり玉結びが浮いたりしていますが、ごあいきょうということにしておきます。



あすなろ教室の活動紹介

＜マイプランタイム＞

一日3時間のマイプランタイムがあります。マイプランタイムは、学習内容を自分で決めて問題集などに取り組みます。基礎学力定着のために、百マス計算や漢字・英単語の小テストも行っています。



＜朝のふれあいタイム＞

月・水・金は朝のふれあいタイムがあります。天気が良い日は、近くの川沿いを30分ほど散歩します。さわやかな風にあたりながら、いろいろな話をします。



＜午後のふれあいタイム＞

火・木の午後は、ホールやテニスコートで、思い切り体を動かします。運動は体だけでなく心もほぐしてくれます。



＜今後の主な予定＞

7月 6日(月)

七夕飾り作り

7月 下旬

市内中学校テスト

8月 5日 (水)

春日井市図書館利用の仕方（中央公民館図書室にて）

8月 6日 (木)

～8月19日（水） 夏休み（夏休みについての詳細は、次号でお知らせします）

6月末の在籍数

()内は仮入級生(※体験入級は除く)

	小4～小6	中1	中2	中3	計
男	1		1	3	5
女		1	2	2(2)	5(2)
計	1	1	3	5(2)	10(2)

《発行元》

春日井市適応指導教室(あすなろ教室)

〒486-0913 春日井市柏原町1-97-1

(中央公民館内 北館2階)

TEL 34-8421

FAX 34-8426

8月 あすなろ教室だより

令和2年8月3日
No.258号
毎月1回発行
配付先 市内全小中学校
該当家庭と担任

むし暑い日が続いています。あすなろでは通級生が増え、新しい人間関係作りが始まっています。7月中旬には保護者懇談会を行いました。学校に登校できたときの様子を教えていただいたり、あすなろでの様子をお伝えしたりして、今後の方向性について話し合うことができました。ありがとうございました。また、7月下旬には中学校で定期テストがありました。テストに向かってがんばって学習に取り組み、テストを受けることができた生徒もいました。

一人一人がそれぞれの目標に向かって、努力しています。

あすなろ教室の様子 七夕飾り作り



7月6日（月）七夕飾りを作りました。短冊に願い事を書いたり、折り紙で七夕飾りを作ったりして、笹に飾りました。紙を切りすぎないように慎重に飾り作りに取り組んでいました。みんなが短冊に書いた願いが、かないますように・・・。

<夏休みチャレンジ期間について>

夏休みは8／6～8／19ですが、チャレンジ期間中は、あすなろ教室を学習室として利用することができます。積極的に活用し、夏休みの課題に取り組んでください。あすなろ閉室期間中は、利用できません。
**チャレンジ期間 8／6・7・17・18・19
(9:00～15:00)**
あすなろ閉室 8／8～8／16

<図書館利用について>

8月5日、図書館利用の仕方を指導した後、中央公民館図書室で本を借ります。参加する生徒は、7月中に利用カードを作りましたので持たせてください。図書の貸し出し期間は2週間なので、返却は8月19日までとなります。市内の図書館ならどこでも返却できますので、各自で返却させてください。生徒にもそのように指導してあります。

<今後の主な予定>

8月 5日(水)	春日井市図書館の利用の仕方(中央公民館図書室にて)
8月 6日(木)～19日(水)	夏休み
	夏休みチャレンジ期間(8月6・7・17・18・19日)9:00～15:00
8月20日(木)	あすなろ教室通常日課開始
8月31日(月)	1学期終業(通常日課・制服通級の必要はありません)
9月 1日(火)	2学期始業(通常日課・制服通級の必要はありません)

7月末の在籍数

()内は仮入級生(※体験入級は除く)

	小4～小6	中1	中2	中3	計
男			2	3	5
女		1	2	4	7
計		1	4	7	12

<発行元>
春日井市適応指導教室(あすなろ教室)
 ☎ 486-0913
 春日井市柏原町1-97-1
 (中央公民館内 北館2階)
 TEL 34-8421
 FAX 34-8426

9月

あすなろ教室だより

令和2年9月1日
No.259号
毎月1回発行
配付先 市内全小中学校
該当家庭と担任

残暑の厳しい毎日が続いています。今年は例年と違い、短い夏休みでした。夏休みチャレンジ期間は、暑い中多くの生徒が頑張って通級し、休み中の課題に取り組んでいました。8月20日から通常日課が始まりましたが、みんな各自の計画でしっかりと学習に取り組むことができました。今日から2学期が始まりました。例年なら行事の多い2学期ですが、新型コロナウイルス感染防止のため、各学校で行事の見直しが進められています。あすなろでも、学校との情報交換を密に行いながら、生徒が参加できそうな行事については、声掛けをしていきます。9月は保護者懇談会もありますので、ご家庭での様子や学校行事の参加について話したいと思います。よろしくお願ひします。

あすなろ教室の様子

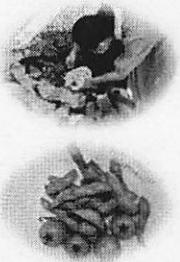
図書室で本を借りました

8月5日（水）中央公民館図書室で本を借りました。事前指導をした甲斐があり、みんな静かに図書館を利用することができます。中には、パソコンを使って本を検索したり、予約したりする子もいました。春日井市には2つの図書館と9つの図書室がありますので、今後も大いに利用して、たくさんの本と出会いましょう。



収穫した野菜を食べました

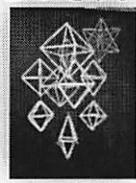
あすなろの畠でミニトマト・枝豆・サツマイモを栽培しています。ミニトマトと枝豆を収穫して、みんなで食べました。少しでしたが、美味しいただくことができました。



<美術指導について>

9月16日（水）元美術教師林幸秀先生をお招きして「ヒンメリで飾ろう」を行います。

ヒンメリとは、フィンランドの伝統装飾品で、ストローに糸を通して、いろいろな多角形をつなぎ、飾りにしたものです。希望者は先日配付した参加申込書を9日（水）までに提出してください。保護者の方の参加もできます。工夫して素敵なオリジナル作品を作りましょう。



<今後の主な予定>

9月9日（水）～23日（水） 保護者懇談会

9月16日（水） 美術指導「ヒンメリで飾ろう」～ストローで作るモビール～

9月末～10月 各校定期テスト

8月末の在籍数

()内は仮入級生(※体験入級は除く)

	小4～小6	中1	中2	中3	計
男			2	3	5
女			2	4	6
計			4	7	11



<発行元>

春日井市適応指導教室(あすなろ教室)

〒486-0913

春日井市柏原町1-97-1

(中央公民館内 北館2階)

TEL 34-8421

FAX 34-8426

10月 あすなろ教室だより

令和2年10月1日
No.260号
毎月1回発行
配付先 市内全小中学校
該当家庭と担任

爽やかな風を感じる季節となりました。あすなろでは、月・水・金の朝のふれあいタイムに、八田川沿いを散歩しています。季節により草花や鳥たちの様子も変わり、自然の中を歩くことで気持ちも穏やかになります。

9月は、保護者懇談会がありました。夏休み中のお子様の様子をうかがったり、あすなろでの様子をお伝えしたりしました。また、2学期の学校行事への参加について確認しました。これからもそれぞれの目標にむけて、がんばっている子どもたちに寄り添い、励ましていきたいと思います。

あすなろ教室の様子

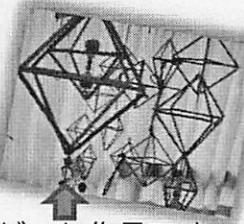
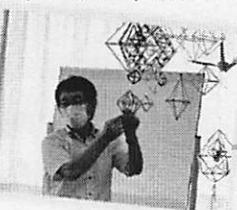
ヒンメリで飾ろう～ストローで作るモビール～

9月16日（水）かすがい市民文化財団エデュケーションアドバイザーの林先生をお招きし、フィンランドの伝統的なモビール「ヒンメリ」を作りました。保護者の方にも参加していただき、親子で楽しく作ることができました。何本かのストローを細い針金に通していく、最後に多面体の形ができたときには「ワーン」と歓声があがりました。いくつかのヒンメリをつなぎ、ビーズやモールで飾り付けをして、個性あふれた作品に仕上りました。作品は教室に飾り、みんなで鑑賞しました。



<以下 生徒の感想です>

途中で難しいところがあつて、まちがえそうになったけど、先生たちに助けてもらって完成させることができ、よかったです。モールで飾るのが楽しかったです。



できあがった作品です

ヒンメリを作る前は、立体的な形をしているので、難しそうだと思いましたが、作ってみると面白く、楽しく作ることができました。家でも作ってみたいですね。

おしらせ

- 芋堀りの日は、軍手と持ち帰り用の袋を持たせてください。
- 読書週間には、本を持たせてください。中央公民館図書室も利用できます。



＜今後の主な予定＞

- | | |
|------------------|---------------------------|
| 10月7日(水) | 芋掘り(天候や生育状態により予定変更もあります) |
| 10月16日(金) | ふれあいウォーキング(二子山公園 詳細は別紙参照) |
| 10月19日(月)～30日(金) | 読書週間(10時から15分間読書タイムを設けます) |



9月末の在籍数

()内は仮入級生(※体験入級は除く)

	小4～小6	中1	中2	中3	計
男			2(1)	3	5(1)
女			2	4	6
計			4(1)	7	11(1)

＜発行元＞

春日井市適応指導教室(あすなろ教室)
TEL 486-0913
春日井市柏原町1-97-1
(中央公民館内 北館2階)
TEL 34-8421
FAX 34-8426

11月

あすなろ教室だより

令和2年11月2日

No.261号

毎月1回発行

配付先 市内全小中学校
該当家庭と担任

秋が深まるにつれて、肌寒く感じるようになってきました。10月は、火・木の午後にテニスを行いました。硬式から軟式ボールに変わり少しずつボールを打ち返せるようになりました。サーブも打てるようになってきて楽しく行うことができました。また、5月から育ててきたサツマイモの収穫を行ったり、ふれあいウォーキングに出かけたりして、秋を楽しみました。

11月は、保護者懇談会と担任懇談会（中3を除く）を予定しています。保護者・学校との情報交換を密にして、子どもたちに寄り添った指導をしていきたいです。

あすなろ教室の様子



いも堀り

10月7日（水）サツマイモを掘りました。大きな芋がたくさんついていました。

大きな芋は、家に持ち帰りました。その他の芋は、皮をむき、茹でて食べました。甘くてとても美味しかったです。



ふれあいウォーキング～二子山公園～

10月16日（金）二子山公園へふれあいウォーキングに行きました。13名が参加しました。八田川沿いを歩きながら、秋の植物や野鳥を観察しました。

二子山公園では、ドッジボールやサッカーをして遊んだり、お弁当を食べたりして楽しく過ごしました。



<以下 生徒の感想です>

あすなろに入って2日目に遠足がありました。みんなと話す機会ができたのでとてもよかったです。

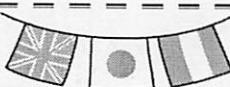
小学校ぶりのドッジボールや野球とかいろいろな遊びができる新鮮な気持ちになりました。

二子山公園に行きました。バドミントンをしようと思ったけれど風でうまくできなかったのが面白かったです。帰りに休憩した公園で遊具で遊んだのも楽しかった。でも疲れました。

＜進路選択が近づいてきています＞

中学3年生にとっては、いよいよ進路選択を考える時期が近づいてきました。高校の説明会や体験入学に参加している人もいます。これから多くの学校で説明会が予定されているので、ぜひ自分で確かめて進路を選択してほしいです。在籍校の先生ともよく相談して進路先を選びましょう。

＜今後の主な予定＞



- 11月4日（水）～20日（金） 保護者懇談会
- 11月9日（月）～20日（金） 中2以下担任懇談会（中3は進路の相談があるので12月に行います）
- 11月12日（木） あすなろミニ運動会（ホールで紅白対抗で行います）

10月末の在籍数

（）内は仮入級生（※体験入級は除く）

	小4～小6	中1	中2	中3	計
男			2(1)	3	5(1)
女			2	4	6
計			4(1)	7	11(1)

＜発行元＞

春日井市適応指導教室（あすなろ教室）

〒486-0913

春日井市柏原町1-97-1

（中央公民館内 北館2階）

TEL 34-8421

FAX 34-8426

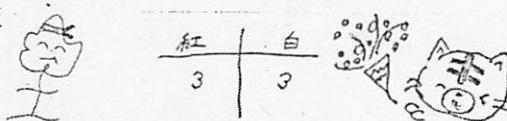
12月 あすなろ教室だより

令和2年12月1日
No.262号
毎月1回発行
配付先 市内全小中学校
該当家庭と担任

寒さも少しづつ厳しくなり、いよいよ冬の訪れを感じるようになりました。

先月は、修学旅行や校外学習がありました。参加できた生徒たちからは、様々な体験ができた、参加してよかったですなどの話を聞くことができました。あすなろでは、新しい行事としてミニ運動会を行いました。紅白対抗で行い、児童生徒の親睦を深めることができました。また、保護者懇談会と担任懇談会（中3を除く）を行いました。保護者の方からは、家庭での生活の様子、担任の先生からは、登校できた時の様子を聞くことができ、今後の支援の在り方について話し合うことができました。ありがとうございました。

あすなろ教室の様子



ジグソーパズル

あすなろ教室には「ジグソーパズルコーナー」があります。休み時間になると、自然に子どもたちが集まり、コミュニケーションの場所になっています。完成したら、みんなで記念写真を撮っています。



あすなろミニ運動会

11月12日（木）あすなろミニ運動会を行いました。11名が参加しました。いつもホールの間にやっている、しっぽとり競争やPK対決の他に、障害物競争なども紅白対抗で行いました。ポンポンなども作り応援も盛り上りました。

<以下 生徒の感想です>

一番楽しかった種目は「しっぽとり競争」です。チームで作戦を決めてやりました。もちろん勝ちたい気持ちもありましたが、一番感じたのは楽しさです。あすなろで、ここでの友達と楽しんで勝負ができる本当によかったです。

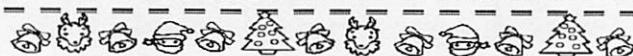


ミニ運動会をあすなろで初めてやるということに驚いた。しっぽ取りの時、みんなの顔つきがいつもと違って面白かった。よく4人で3本もとれたなど自分たちをほめたのもよかったです。

＜中学3年生の担任の先生との懇談会を予定しています＞

中学3年生にとっては、いよいよ進路選択を考える時期が近づいてきました。高校の説明会や体験入学に参加している生徒もいます。一人一人の生徒の特性にあった進学先が選べるように、在籍校の先生方とも相談し支援していきたいと思います。

＜今後の主な予定＞



- | | |
|------------------|-----------------------------------|
| 12月2日(水) | レクリエーションスポーツ…総合体育館で行います。(詳細は別紙参照) |
| 12月10日(木)～22日(火) | 中学3年生の担任との懇談会 |
| 12月21日(月) | お楽しみ会(13時45分～14時45分) |
| 12月23日(水) | 終業式(中学生は制服で通級) |
| 12月24日(木)～28日(月) | 自由通級日(9時～15時まで中学生は教室で自習ができます) |

10月末の在籍数 ()内は仮入級生(※体験入級は除く)

	小4～小6	中1	中2	中3	計
男			3	3	6
女			2	5	7
計			5	8	13

＜発行元＞

春日井市適応指導教室(あすなろ教室)
〒486-0913
春日井市柏原町1-97-1
(中央公民館内 北館2階)
TEL 34-8421
FAX 34-8426

1月

あすなろ教室だより

令和3年1月7日

No.263号

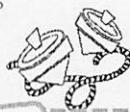
毎月1回発行

配付先 市内全小中学校
該当家庭と担任

あけましておめでとうございます

新しい年を迎えました。あすなろ教室の子どもたちにとって、幸多き年であることを願っています。中学3年生は残り約2か月ほどの通級になります。将来の目標に向かって日々努力し目標を達成してほしいと思います。そのために、よりしっかりと家庭・学校との連携を図って支援・指導をしていきたいと思います。本年も、あすなろ教室の活動にご理解とご協力をよろしくお願ひします。

あすなろ教室の様子

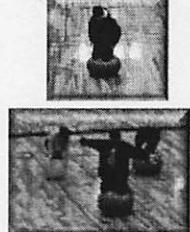


レクリエーションスポーツ 12月2日(水)

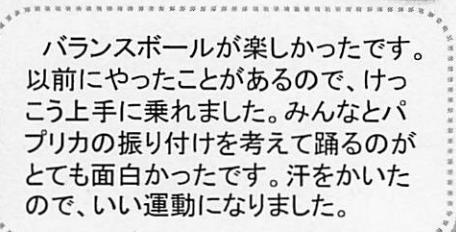
総合体育館でレクリエーションスポーツを行いました。今回はラダーとバランスボールでした。バランスボールを使った、リズム体操も楽しく行うことができました。



<生徒の感想です>



バランスボールが楽しかったです。以前にやったことがあるので、けっこ上手に乗れました。みんなとパブリカの振り付けを考えて踊るのがとても面白かったです。汗をかいたので、いい運動になりました。



お楽しみ会

12月21日(月)

2学期、どの子も自分の目標に向かってよく努力したので、いつものふれあいタイムの時間を少し長くとり、お楽しみ会をしました。

教室を飾り付け、サンタチームとトナカイチームに分かれてチーム対抗でゲームをし、盛り上りました。がんばったご褒美にプレゼントをもらい、とても嬉しそうでした。



<保護者懇談会・中3担任懇談会 ありがとうございました>

保護者懇談会を実施しました。2学期の学習の様子やあすなろ教室での様子をお知らせしました。家での様子についてもお伝えいただきありがとうございました。中学校3年生の担任の先生とは、進路についての情報交換や卒業式参加に向けての支援の仕方について話し合うことができました。

<今後の主な予定>

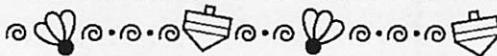
1月13日(水)～15日(金)
1月20日(水)



各中学校テスト 冬休みの学習の成果を確かめましょう

あすなろ「何でもアピール大会」

(あすなろ初の試みです。指導員も含めエントリーした人が、自分の得意なことや自慢できること、趣味等を発表します。)



12月末の在籍数 ()内は仮入級生(※体験入級は除く)

	小4～小6	中1	中2	中3	計
男			3	3	6
女			2	5	7
計			5	8	13

<発行元>

春日井市適応指導教室(あすなろ教室)

〒486-0913

春日井市柏原町1-97-1

(中央公民館内 北館2階)

TEL 34-8421

FAX 34-8426

2月

あすなろ教室だより

令和3年2月1日
No.264号
毎月1回発行
配付先 市内全小中学校
該当家庭と担任



それぞれの進路に向かって



今年度も残すところあと2か月となりました。いよいよ受験シーズンがやってきました。あすなろ教室では、それぞれの進路に合わせて、面接の練習や作文指導を行っています。中学3年生は、やや緊張した感じで受験勉強の仕上げをしています。在籍校の先生方ともよく相談し、残り少ない中学校生活を有意義なものにしてほしいと願っています。中学2年生以下の子どもたちも、学年のまとめの学習に取り組み、それぞれの目標に向かって頑張っています。

何でもアピール大会 あすなろ教室の様子



1月20日(水)

自分の得意なことや趣味などをみんなの前で発表する「何でもアピール大会」を行いました。生徒だけでなく指導員も、発表しました。歌や、鍛えた筋力を披露したり、お宝自慢をしたりしました。自分が自慢できることの発表を楽しんで行うことができました。

<生徒の感想>

何でもアピール大会で歌を歌えて、気持ちがすっきりしました。なんか味わったことのない感覚でした。みんなの前で歌えて良かったです。

<在籍校担任懇談会> 2/24(水)～3/12(金)

昨年末に中学3年生担任との懇談会を実施しました。今後の進路に向けて有意義な話し合いができます。2月24日(水)～3月12日(金)にかけて、中学2年生以下の担任との懇談会を予定しています。通級生の現在の様子についての情報交換と、次年度の学校復帰に向けての連携について相談したいと思います。よろしくお願ひします。

<学校復帰チャレンジ期間> 4/7(水)～4/20(火)

4月はクラス替えもあり、学校へ復帰しやすい時期です。令和3年度は、4月7日(水)から4月20日(火)までを「学校復帰チャレンジ期間」とし、自分のできる範囲で学校復帰に向けて努力する期間とします。子どもたちが考えた計画書を家に持ち帰りますので、よろしくお願いします。またこの期間中あすなろ教室は、午前中自習室として使うことができます。

<今後の主な予定>

3月 2日(火)	お別れ式(中学3年生 通級終了) ☆卒業式は、在籍校で参加させたいと考えています。あすなろ教室では、卒業式前日に「お別れ式」を行います。
3月 3日(水)	中学校卒業式
3月19日(金)	小学校卒業式
3月24日(水)	修了式(制服通級 午前11時終了予定)
3月25日(木)～	学年末休業

緊急事態宣言期間は、ホールの使用ができません。その影響で3月のホール使用日が変更になります。

4日(木)→5日(金)
11日(木)→12日(金)
18日(木)→19日(金)

1月末の在籍数 ()内は仮入級生(※体験入級は除く)

	小4～小6	中1	中2	中3	計
男			3	3	6
女			2	5	7
計			5	8	13

<発行元>

春日井市適応指導教室(あすなろ教室)

〒486-0913

春日井市柏原町1-97-1

(中央公民館内 北館2階)

TEL 34-8421

FAX 34-8426

3月

あすなろ教室だより



卒業おめでとう！



今年度もいよいよ最後の月を迎えるました。3日(水)には中学校で卒業式が予定されています。あすなろ教室でも、卒業式前日の3月2日(火)にお別れ式を予定しています。卒業生一人一人に、はなむけの言葉を送り、感謝のしるしを渡したいと考えています。未来に向かって進むために、心に残る卒業の日を迎えてほしいと願っています。

あすなろ教室の様子

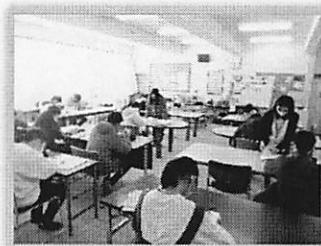


～避難訓練に参加しました～

2月18日(木)、中央公民館の避難訓練に参加しました。西館3階から出火した想定で行いました。みんな落ち着いて避難できました。ロビーで館長さんのお話を聞き、水消火器で初期消火の体験をしました。消火栓のホースで放水体験も行いました。とても貴重な体験ができました。

<生徒の感想です>

- ・ 消火栓のホースは想像以上に水の勢いが強くてびっくりしました。
- ・ 今日の体験を忘れずにもしもの時に役立てられるようにしたいです。



～マイプランタイムは真剣に～

マイプランタイムは各自の計画によって学習を進めます。学校から出された課題や問題集などを持ってきて自分で学習します。わからない問題があると、手を挙げて積極的に質問できる子も増えてきました。どの子も静かに真剣に取り組んでいます。

<在籍校担任懇談会・保護者懇談会が始まっています>

中学2年生以下の担任の先生・保護者との懇談会が始まっています。学校復帰チャレンジ期間への協力をお願いしたり、来年度についての方向性を話し合ったりしています。進級にあたり、不安になることが多いと思いますが、学校・保護者の方との連携をしっかりと行い、一人一人の成長を支えていきたいと思っています。よろしくお願いします。

<今後の主な予定>

3月 2日(火)	お別れ式(中学3年生 通級終了) ☆卒業式は、在籍校で参加しましょう。
3月 3日(水)	中学校卒業式
3月24日(水)	修了式(制服通級 午前11時終了予定)
3月25日(木)～	学年末休業
4月 7日(水)～20日(火)	学校復帰チャレンジ期間(詳細は、3月24日発行の臨時号でお知らせします)
4月 21日(水)	あすなろ学年はじめ式

2月末の在籍数 ()内は仮入級生(※体験入級は除く)

	小4～小6	中1	中2	中3	計
男		3(1)	3	6(1)	
女		2	5	7	
計		5(1)	8	13(1)	

<発行元>

春日井市適応指導教室(あすなろ教室)
〒486-0913
春日井市柏原町1-97-1
(中央公民館内 北館2階)
TEL 34-8421
FAX 34-8426

臨時号

あすなろ教室だより

令和3年3月24日

No.266号

毎月1回発行

配付先 市内全小中学校
該当家庭と担任



一年間ありがとうございました



日に日に温かくなっていました。あすなろ教室から見える桜の木のつぼみもほころび、花を咲かせ始めました。3月3日には、市内中学校で卒業式が行われ、あすなろの中学生3年生の子どもたちも、無事卒業証書を受け取ることができました。立派に卒業の日を迎えることができたことは、大変喜ばしいことです。それぞれの進学先で、頑張ってくれることと思います。

あすなろ教室も本日の修了式をもって、本年度の通級活動を終了します。在級生は、期待と不安を持って新年度を迎えようとしています。学校復帰チャレンジ期間は、保護者・学校関係者・あすなろ指導員がそれぞれの立場で子どもたちを見守り励ましていきたいと思っています。

最後になりましたが、あすなろ教室の活動に、ご理解ご協力いただきまして、ありがとうございました。

あすなろ教室の様子

お別れ式を行いました。

3月2日(火)



中学3年生最後の通級日に、お別れ式を行いました。在級生から中学3年生に感謝の言葉を添えて色紙を贈りました。中学3年生からは、在級生に向けて温かい励ましの言葉を贈りました。

あすなろで過ごした日々を今後の糧として、それぞれの道を歩んでいってほしいと思います。

おひなさま見学

3月3日(水)

文化財課民俗考古展示室に、おひなさまを見に行きました。江戸末期のおひなさまも展示しており、興味深く見学することができました。



<学校復帰チャレンジ期間について>

「学校復帰チャレンジ期間チェックシート」で計画したように、自分のできる範囲で学校復帰に向けてチャレンジします。保護者の皆様には、計画通りできているか点検や励ましをお願いします。尚、あすなろ教室は9時から11時半まで開いていますので、自習室として利用することができます。

期間前半に、適応指導教室指導員が在籍校を訪問して新しい担任や担当の先生と、今後の支援について話し合います。期間後半は、保護者懇談を行い、今後について話し合いたいと思います。日については、先日お知らせしたとおりです。よろしくお願いします。

<年度当初の予定>



- 3月25日(木)～ 学年末休業
- 4月 7日(水) 中学校入学式・小中学校始業式
- 4月 7日(水)～20日(火) 学校復帰チャレンジ期間(あすなろ教室は開いています。9:00～11:30)
- 4月21日(水) あすなろ通級はじめ式(9:00～11:00 制服登校)

3月24日現在の在籍数 ()内は仮入級生(※体験入級は除く)

	小4～小6	中1	中2	中3	計
男			3(1)		3(1)
女			2		2
計			5(1)		5(1)

＜発行元＞
春日井市適応指導教室(あすなろ)
〒486-0913
春日井市柏原町1-97-1
(中央公民館内 北館2階)
TEL 34-8421
FAX 34-8426

(6) 教育支援センター（適応指導教室）「あすなろ」から

1年を振り返って

「あすなろ」指導員

文部科学省から令和元年度に「不登校児童生徒への支援は学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて社会的に自立することを目指す必要がある」という考えが示された。そこであすなろの指導方針も「学校復帰を目指す」から「社会的自立及び集団への適応並びに学校復帰を目指す」に変更した。学校に行けなくても「あすなろ」に通えることを認め、安心して楽しく過ごせるように心がけてきた。その結果、あすなろへの出席率は学期を追うごとに高くなり、昨年度よりも高い水準で推移した。

今年度の見学相談で多かった不登校の原因は「漠然とした不安」「休校期間中の生活習慣の乱れ」「教室の雰囲気や圧迫感」「授業の進度が早い」など、コロナ禍によって奪われた日常生活への不安とともに、授業時間数確保と校内の感染予防等で翻弄された学校の実態も一つの要因として考えられる。

今年度は中学3年生が多く在籍していたため、進路指導を念頭におきながら学校との連携を図ってきた。学校行事や定期テストへの参加、課題提出など、個々の進路目標に応じた取り組みが進められるように指導してきた。結果として昼間定時制や通信制の高校だけでなく、全日制の私立高校や公立高校への進学も含めて、全員が第1志望に合格することができた。このように不登校生徒の高校進学においても社会の理解が進み、多種多様な進路選択の可能性が広がっている。今後もこうした児童生徒の社会的自立への大きな足がかりとなる役割を担えるように取り組んでいきたい。

1年を振り返って

「あすなろ」指導員

あすなろには様々な児童生徒が通級している。一言で「不登校」といっても、不登校になった原因、学習意欲、家庭環境、健康状態、人との関わり方、すべてにおいて異なっている。個に応じた支援を行う難しさを痛感した。

あすなろに通級する子どもたちには、人と関わりたいけど関わり方がよくわからない生徒が多くいる。そこで、指導員が最初に関わりを持ち、そこから同年代の子とつなげ、輪を広げていくことで、コミュニケーションの場を広げていった。あすなろに通級し始めたときは「友達なんかいない」と言っていた子が、同年代の子と関わるうちに気持ちが変化し、高校に入学したら「仲の良い友達をつくりたい」という目標が持てるようになった。また、安心できる環境の中で人と関わることで、ありのままの自分の姿を出せるようになったと喜んでいる子もいた。みんな自分と同じように何か原因があって不登校になっていることを理解しているので誰にでも優しく接することができる。気遣いのできる、心の優しい子たちばかりで、感心することが多かった。

子どもたちは、あすなろに通級することで、積極的に人と関わるようになったり、学習に意欲的に取り組むようになったり、一人一人が前向きに成長することができた。これからも、子どもたちとのコミュニケーションや、子ども同士の関わりを大切にし、個に応じた支援を心がけていきたい。

6 スクールカウンセラー巡回

(1) 春日井市スクールカウンセラー巡回事業実施要綱 (趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市立小中学校におけるいじめ、不登校等の児童生徒の問題行動に対応するため、カウンセリングに関し専門的な知識と経験を有する者（以下「スクールカウンセラー」という。）が小中学校を巡回し、専門的な立場から適切な助言及び指導を行うスクールカウンセラー巡回事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 スクールカウンセラーは、校長等の指揮監督の下に、次の業務を行う。

- (1) 小中学校を巡回し、教職員及び保護者の相談
- (2) 児童生徒へのカウンセリング
- (3) 児童生徒へのカウンセリング等に関する情報収集
- (4) 春日井市教育委員会（以下「市教委」という。）と市教委が設置するいじめ・不登校相談室の相談員及び適応指導教室の指導員との連絡、調整
- (5) 前4号に定めるもののほか、児童生徒へのカウンセリング等に関し、各学校において適當と認められる業務

(任用等)

第3条 スクールカウンセラーは、カウンセリング等に関する相談業務に3年以上の経験を有する者又はこれに準じる者として市教委が認める者から市教委が委嘱する。

2 市教委は、スクールカウンセラーとしてふさわしくない行為があったときは、当該スクールカウンセラーを解嘱することができる。

(勤務条件)

第4条 スクールカウンセラーの勤務日は、1週間につき2日以内で校長が定める。

2 スクールカウンセラーの週休日は、日曜日、土曜日及び校長が別に定める日とする。

3 スクールカウンセラーの勤務時間は、1日につき7時間以内とする。

(報酬)

第5条 スクールカウンセラーの報酬は、別に定める。

(報告)

第6条 スクールカウンセラーの巡回を受けた学校長は、巡回を受けた日の属する月の翌月3日までに、その実績を市教委に報告しなければならない。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか事業の実施について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(2) スクールカウンセラー相談件数

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
小学校	派遣校数	23校	25校	26校
	児童	598件	624件	557件
	保護者	607件	716件	681件
	教師	1,157件	1,318件	839件
	計	2,362件	2,658件	2,077件
中学校	派遣校数	13校	13校	13校
	生徒	309件	299件	405件
	保護者	257件	327件	315件
	教師	493件	549件	502件
	計	1,059件	1,175件	1,222件

(3) スクールカウンセラーの声

1年を振りかえって

市スクールカウンセラー

今年度は、コロナの感染拡大により、誰もが経験したことがないような状況下で私たち大人も不安を抱えながら生活をしてきましたが、それ以上に子どもたちの心の負担の大きさは計り知れないものだったと思います。

そのため、これまでとは異なる子どもたちの言動を心配されて、相談に来られる保護者も少なくありませんでした。

研修会では、私自身も関わることの多い登校渋りや不登校、LGBTなどさまざまな事例を検討させていただく機会があり、自分ならどう考え、どのように対応し、支援していくのか、という思いをつねに念頭におきながら、臨んできました。

それぞれの問題について考えていくなかで、いろいろな視点からのご意見もお聞きすることができ、とても参考になりました。

一年を振り返って思うことは、つねに真摯に向き合いたいという思いをもちつつ対応させていただきましたが、カウンセリングを重ねるたびに、やりがいを感じることができました。

来年度については、自己研鑽を積みながら、今年度学び感じてきたことを最大限活かせるよう、頑張っていきたいと思っています。

1年を振りかえって

市スクールカウンセラー

昨年度末から、子どもたちの生活は一変しました。

学校内においても制約の多い状態となり、不安やストレスを感じていた子どもも少なくはありませんでした。そんな中、何人かの小学校高学年女児と関わらせてもらいました。思春期と言われるこの時期は、こころや体の急激な発達や変化が出現し、とても不安定な時期でもあります

不安定であるからこそ、友達・親との関係、進路のこと等に悩み、苦しみ、不登校や自傷行為という行動を引き起こしていました。なぜ、そのような行動をとってしまうのか、どうしたいのか、どうすればよいのか、当の本人もわかっていないことが多い多かったように思います。対応している中で『やりたくて、やっているんじゃない』と、振り絞るように話した子がいました。これはまさしく、こころの声だったのではないかと思います。

またそれぞれの保護者も、子どもに寄り添い、理解しようとされていましたが、自分の子どもにどう接していくべきなのか、戸惑っておられるようでした。しかし、親だからこそ自分の子どもに『こうあってほしい、きっとこうだろう』という思いが、理解するという気持ちよりも前に出ているように感じられました。親にとって、いつまでも子どもは子ども、それは紛れもない事実です。しかし、子どもの成長を認め、信じる事、そして子どもが安心できる環境が必要なのではないでしょうか。

私たちSCは、苦しみの中にいる児童・生徒に寄り添うのと同時に、その保護者にも寄り添い親と子のかけはしにもなれるよう、努めていきたいと思います。

7 心の教室相談員

(1) 小学校「心の教室相談員」派遣事業の概要

1 趣旨

近年、小学校の低学年から情緒的に安定しない児童が多くなり、小学校の集団の中で対人関係に不安を抱くなど、正常に学習することが困難な児童が増えてきている。

このため、児童が悩みなどを気軽に相談でき、ストレスを和らげたり、話し相手になってくれたりする第三者的な存在となり得る者を児童の身近に配置し、児童が心に安らぎを感じることができるような環境を提供することを目的として、小学校に「心の教室相談員」を配置する。

2 勤務条件

週3回を原則として、1回あたり3~6時間で、週12時間程度とする。
延べ420時間（35週分）とする。

3 職務

「心の教室相談員」は、校長の指揮監督のもとに次の職務を行う。

- ① 児童の悩み相談
- ② その他、学校の教育活動支援

(2) 心の教室相談件数

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
小学校	学校数	37校	37校	37校
	児童 (来室児童数)	10,051件 (11,994人)	12,174件 (13,358人)	9,784件 (10,378人)
	保護者	296件	154件	123件
	教師	81件	110件	109件
	計	10,428件	12,438件	10,016件

8 保護者と学校のかけはし事業

(1) 春日井市スクールソーシャルワーカー設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、いじめ・不登校、児童虐待、非行、発達上の問題行動など解決困難な問題に関して、教育、福祉及び心理といった総合的なアプローチ（以下「総合的な支援」という。）によって児童生徒が抱える問題を広い視野から捉え、多様な職種が協力し合いながら、子どもたち一人ひとりの学びと育ちを支援するために実施する「保護者と学校のかけはし事業」に必要なスクールソーシャルワーカーの設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 スクールソーシャルワーカーは、児童生徒、保護者、教職員、市関係課その他関係機関等との相談を踏まえ、代弁、仲介、情報提供、調整及び連携を図るものとし、主な職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけに関すること。
- (2) 関係機関等とのネットワークの構築、連携及び調整に関するここと。
- (3) 学校内における支援体制の構築支援に関するここと。
- (4) 児童生徒、保護者、教職員等に対する相談及び支援に関するここと。
- (5) 当事業の実施に必要な教職員等への研修に関するここと。
- (6) ケース会議等での助言に関するここと。
- (7) 要保護児童対策地域協議会、庁内連携支援会議等の資料作成に関するここと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、春日井市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）が必要と認める業務に関するここと。

(選任)

第3条 スクールソーシャルワーカーは、社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有する者のほか、教育と福祉の両面に関して、専門的な知識や技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績等があるものの中から、市教育委員会が選任し、学校教育課に配置する。

(服務)

第4条 スクールソーシャルワーカーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(学校の支援要請)

第5条 校長は、児童生徒及び保護者（以下「児童生徒等」という。）に対して総合的な支援が必要と判断したときは、スクールソーシャルワーカー又は学校教育課職員との相談を踏まえ、市教育委員会に支援を要請するものとする。

(児童生徒等の支援要請)

第6条 児童生徒等は、学校生活及び家庭生活において総合的な支援が必要であると感じたときは、通学する学校又は市教育委員会に相談することができるも

のとする。

- 2 校長は、前項の規定による相談があったときは、速やかに市教育委員会に連絡するものとし、市教育委員会は必要な支援を行うものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

経 緯

- 1 春日井市保護者と学校のかけはし事業は、平成25年7月1日から実施しており、実践を通じて当市にふさわしいスクールソーシャルワーカーの活動内容を規定することとした。

(2) スクールソーシャルワーカー支援件数

【支援件数】 ※（ ）内の数字は終結件数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
事案件数		261件（177）	213件（110）
保護者面談	93件（49）	84件	85件
本人面談	81件（37）	93件	99件
学校へ助言	83件（18）	261件	199件
計	257件（104）	438件	383件

- ※ 平成30年度の「計」には、本人と保護者が重複する場合を含む。
- ※ 令和元年度より集計方法変更。同一人物に複数回面談等をしても1回とするとともに、事案件数に係る支援者は保護者・本人・学校と複数にまたがることから、1事案で支援する対象者の実数を計上することとした。
- ※ 終結件数には、事態が好転し、スクールソーシャルワーカーが見守り、経過確認のみ行う事案も含む。

【支援内容】

内 容	平成30年度	令和元年度	令和2年度
不登校に関すること	125件	121件	74件
いじめに関すること	3件	3件	2件
暴力行為	6件	8件	5件
虐待	71件	94件	31件
いじめを除く友人関係	18件	24件	11件
暴力行為を除く非行・不良行為	12件	12件	1件
虐待・貧困を除く家庭環境の問題	177件	179件	140件
教職員等との関係の問題	23件	36件	8件
心身の健康保健に関する問題	41件	37件	24件
発達障がい等に関する問題	51件	41件	42件
貧困の問題	44件	41件	25件
その他	45件	48件	6件
計	616件	644件	369件

※ 複合する支援あり

9 教育相談等一覧

(令和3年4月1日現在)

相談名	内 容	日 時	場 所
いじめ・不登校相談室	小中学校のいじめや不登校等に関する相談	毎週月～金曜日 午前9時～正午、 午後1時～午後4時	中央公民館内 34-8400
教育支援センター「あすなろ」	児童生徒の学校復帰を図るための指導・援助機関	毎週月～金曜日 午前9時～午後3時	中央公民館内 34-8421
相談室 「ひまわり」	発達障がいをもつと思われる児童生徒の相談	月3回(木曜日) 午後1時30分 ～午後5時15分	中央公民館内 33-1114
		月1回(月曜日) 午前9時～正午	藤山台中学校 カウンセリングルーム (申し込み、問い合わせは教育研究所)
家庭児童相談	児童生徒の心身発達、生活習慣、学校生活、家族関係について	毎週火～土曜日 午前9時～正午、 午後1時～午後4時 (面接相談は要予約)	総合福祉センター 84-4600
子ども・若者総合相談(電話・面接)	勉強や進学、就職に関する相談や、ひきこもり・ニート等社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者への支援についての相談	毎週月～土曜日 午後3時～午後7時 (面接相談は要予約)	市役所内相談電話 82-7830
子ども・若者総合相談(Eメール)		24時間受付(返信は上記の電話相談の時間内) http://www.city.kasugai.lg.jp/iken/021592.html s-soudan@city.kasugai.aichi.jp	
少年相談	犯罪被害や非行からの立ち直りなどで悩みを持つ少年と保護者に対する相談	毎週月～金曜日 午前9時30分～ 午後4時	少年サポートセンター 春日井 市役所南館1階 56-7910
女性の悩み相談	家族のこと、職場の人間関係、性別による差別的取り扱いなどの不安や悩み事についての相談	毎週火～金曜日 午後1時～午後4時30分 (面接相談は要予約)	レディヤンかすがい 85-7871
あゆみ相談 (面接のみ)	子どもの成長や発達に関する相談 (相談場所・時間は応相談)	月～金(春日井特別支援学校) 火～金(総合福祉センター)	予約(春日井特別支援学校) 41-8751

令和2年度 春日井市いじめ・不登校対策事業報告書

編集・発行 令和3（2021）年6月
春日井市教育委員会 学校教育課
〒486-8686
春日井市鳥居松町5丁目44番地
電話 0568-85-6444
